

きそ ネット



水と緑の
ふるさとづくり

第31号

発行/平成24年4月1日
長野県木曾広域連合

第3回『木曾スローフード街道フェスタ』盛況に開催



去る2月12日(日)、第3回目となる「木曾スローフード街道フェスタ」が木曾福島会館2階で開催されました。遠くは名古屋市や山梨県北杜市などからの参加もあり、約150名が木曾の郷土料理(スローフード)や地酒、地ビールなどを堪能しました。今回は日曜日のお昼の時間帯に開催したことで、女性や子供さんの参加が今までより多くなり好評でした。

「食」のコーナーでは16の団体・事業者の皆さんから43種類ものメニューが提供され、木曾の食文化を楽しめる機会となりました。また、昨年に引き続き好評の屋台では、木曾牛の揚げたてコロッケやすんきとうじそば、すんきラーメン、どぶろく

鍋などをアツアツのままで楽しんでいただきました。地酒コーナーでは、木曾酒造協会の5つの蔵元さんが、各々自慢の銘柄を提供。工夫を凝らした試飲で、女性客や日本酒ファンに木曾の地酒をPRしました。

木曾牛マスコットキャラクターのきそまる君も登場して賑やかなフェスタとなりました。

この取組みは、木曾広域連合(木曾地域広域観光振興プロジェクト会議)が策定した「木曾地域広域観光振興計画」に位置づけられたプロジェクトで、「スローフード木曾(事務局:木曾町)」や郡内商工会など8団体(組織)と連携し、実行委員会を組織して開催したものです。今後も木曾の食文化をクローズアップしたこの「街道フェスタ」に多くの皆様のご参画・ご協力をいただき、より魅力的なフェスタとなるよう取り組んでいきたいと考えています。



CONTENTS

平成24年度当初予算の概要	2
木曾広域連合組織再編について	2
議会だより	3
CATV有料広告について	3
介護保険料改定のお知らせ	4・5
ごみ処理施設新設	6・7
消防本部からのお知らせ	8

平成24年度 当初予算の概要

- ◆平成24年度木曾広域連合の会計は、一般会計及び介護保険特別会計の2会計です。
- ◆環境関係では、平成30年度稼働予定の新ごみ処理施設の建設関係経費を計上しています。
- ◆介護保険では、平成24年度より第5期介護保険事業計画がスタートすることから、改訂した事業計画に基づいた介護保険料や介護給付等見込みによる予算計上となっています。

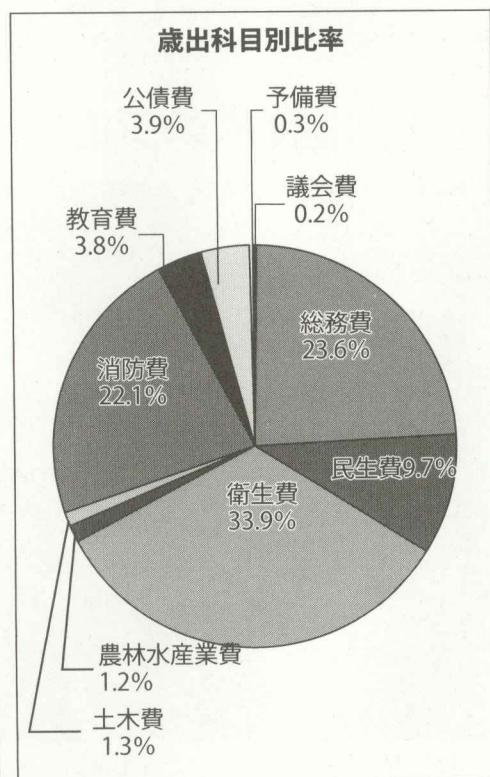
会計別予算額

(金額：千円)

会計名	平成24年度	平成23年度	比較
一般会計	2,836,638	2,824,992	11,646
介護保険特別会計	3,778,579	3,784,414	△5,835
合計	6,615,217	6,609,406	5,811

一般会計予算の内訳

歳入		歳出	
科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
分担金・負担金	2,037,994	議会費	5,994
使用料・手数料	617,401	総務費	669,322
国庫支出金	3,675	民生費	276,526
県支出金	10,311	衛生費	960,703
財産収入	4,988	農林水産業費	32,913
寄付金	100	土木費	35,882
繰入金	43,340	消防費	628,286
繰越金	30,850	教育費	109,203
諸収入	87,979	公債費	109,554
広域連合債	0	予備費	8,255
歳入合計	2,836,638	歳出合計	2,836,638



一般会計主要事業一覧 (※印は人件費を含まない事業)

◎総務費		・ごみ処理施設の運営	502,633千円
・CATV施設管理	423,342千円※	◎農林水産費	
・「木曾ツーリズム」推進費	11,394千円※	・森林整備事業	30,664千円※
◎民生費		・上下流交流事業	2,249千円※
・養護老人ホームの運営	235,862千円	◎土木費	
◎衛生費		・土木事業費	35,210千円
・休日及び夜間の一次救急	37,783千円	◎消防費	
・新ごみ処理施設建設計画など	50,004千円	・消防・救急無線	
・火葬場の運営	41,126千円	デジタル化整備事業	20,171千円※
・し尿処理施設の運営	277,826千円	◎教育費	
・下水道汚泥処理施設の運営	51,331千円	・文化公園の運営	83,118千円

木曾広域連合の組織再編のお知らせ

平成24年度より「福祉環境課」が「健康福祉課」と「環境課」に再編されます。

新組織	健康福祉課	《担当事務》	介護保険、一次救急、障害程度区分審査等
		《所在地》	木曾町日義4898-37 木曾広域連合事務局内 (電話23-1050)
	環境課	《担当事務》	環境政策、新ごみ処理施設建設事業等
		《所在地》	木曾町福島7720 木曾クリーンセンター内 (電話24-3131)

木曾広域連合議会だより

■平成23年第4回定例会(11月22日)

- ▼議案審議は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、木曾地域高度情報化施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正、木曾広域連合職員の給与に関する条例等の一部改正、その他平成23年度補正予算2件がそれぞれ原案通り可決されました。
- ▼各常任委員会委員、議会運営委員会委員の任期満了により委員の改選を行ない、下出議員(王滝村)が総務常任委員と福祉環境常任委員を兼務することとなったほかは、平成23年5月定例会で選任された体制で引き続き務めることとなりました。
- ▼専決処分事項の指定について議員発議がされ可決されました。

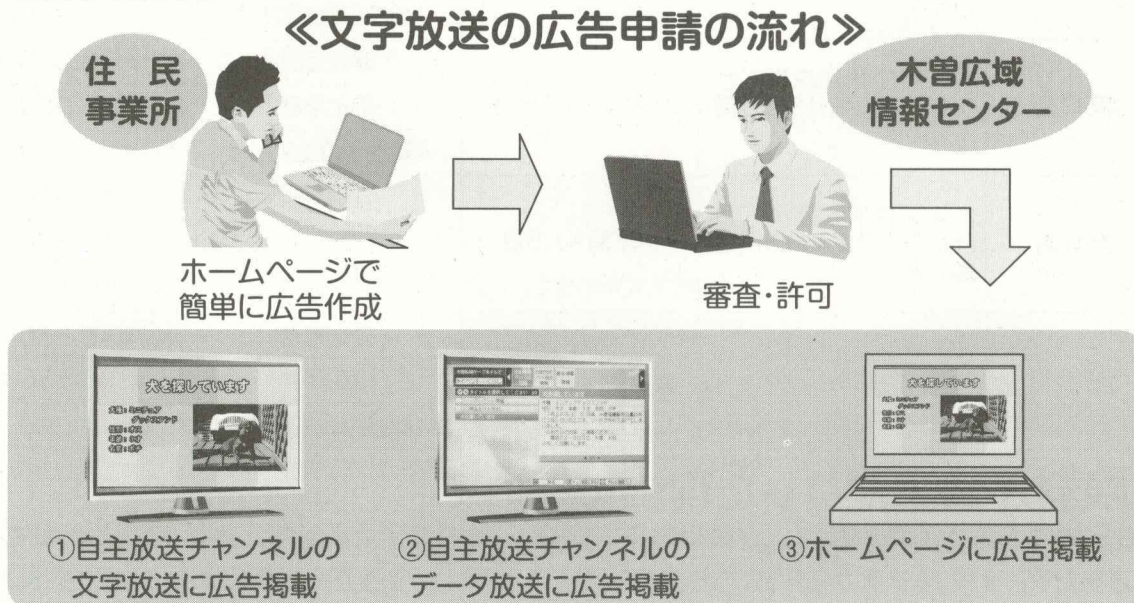
■平成24年第1回定例会(2月28日)

- ▼一般質問は、「木曾郡内の障害者自立支援に伴う高齢化対策について」が中村議員(上松町)より提出され質疑が行われました。
- ▼議案審議は、損害賠償の額の決定の専決処分報告、木曾広域連合事務局設置条例の一部改正、木曾広域連合介護保険条例の一部改正、木曾広域連合公の施設(木曾文化公園宿泊施設)に係る指定管理者の指定、その他平成23年度補正予算2件、平成24年度当初予算(一般会計・介護保険特別会計)の2件がそれぞれ原案通り可決されました。
- ▼木曾広域連合議会委員会条例の一部改正について議員発議がされ可決されました。

木曾広域ケーブルテレビからのお知らせ

有料広告サービスが始まりました

自主放送チャンネル(デジタル12ch, アナログ9ch, 32ch~37ch)で文字放送の広告ができるようになりました。木曾広域ケーブルテレビのホームページからインターネットで申請ができます。イベントの告知、その他営業広告等にご利用ください。



広告掲載終了後、ケーブルテレビ使用料と一緒に、広告料を口座引き落とし

放送時間 広域ch(デジタル12ch, アナログ9ch)

平日 7:50 11:50 17:50 21:50 それぞれ各時間から10分間
休日 7:50 12:50 19:50 23:50

※アナログ町村チャンネル(32ch~37ch)でも随時放送されます。

料金

3日以内:1,000円
7日以内:2,000円

文字放送広告については木曾広域ケーブルテレビホームページ <http://www.kisoji.com/kct/> をご覧ください。また、動画放送による広告放送も併せて始まりました。動画広告は1,000円から4,000円で60秒以内の広告放送が可能です。

お問い合わせ先 木曾広域情報センター **21-2212(0264-21-2212)

介護保険料改定についてお知らせ

1. 改定内容について

第5期介護保険事業計画(平成24年度～26年度)に基づき、保険料基準額が平成23年度3月までの月額4,150円(年額49,800円)から、月額5,070円(年額60,840円)へ増額改定(22.2%増)されます。保険料は所得に応じて7段階となり、改定後の段階別保険料率は、1～6段階まで国の基準と同等とし、新たに設定する第7段階は合計所得金額400万円以上の方を対象とします。

単位:円

所得段階	対象者	保険料率	保険料	24～26年度
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人	基準額×0.5倍	確定月額	2,540
			確定年額	30,480
			4期からの上昇月額	460
第2段階	世帯全員が住民税非課税の人で、収入が80万円以下の人	基準額×0.5倍	確定月額	2,540
			確定年額	30,480
			4期からの上昇月額	460
第3段階	世帯全員が住民税非課税の人で、第2段階対象者以外の人	基準額×0.75倍	確定月額	3,810
			確定年額	45,720
			4期からの上昇月額	690
第4段階	本人が住民税非課税(世帯の中に住民税課税者がいる)の人	基準額(×1倍)	確定月額	5,070
			確定年額	60,840
			4期からの上昇月額	920
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.25倍	確定月額	6,340
			確定年額	76,080
			4期からの上昇月額	1,150
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円未満の人	基準額×1.5倍	確定月額	7,610
			確定年額	91,320
			4期からの上昇月額	1,380
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.75倍	確定月額	8,880
			確定年額	106,560
			4期からの上昇月額	2,650

2. 保険料が値上がりした理由について

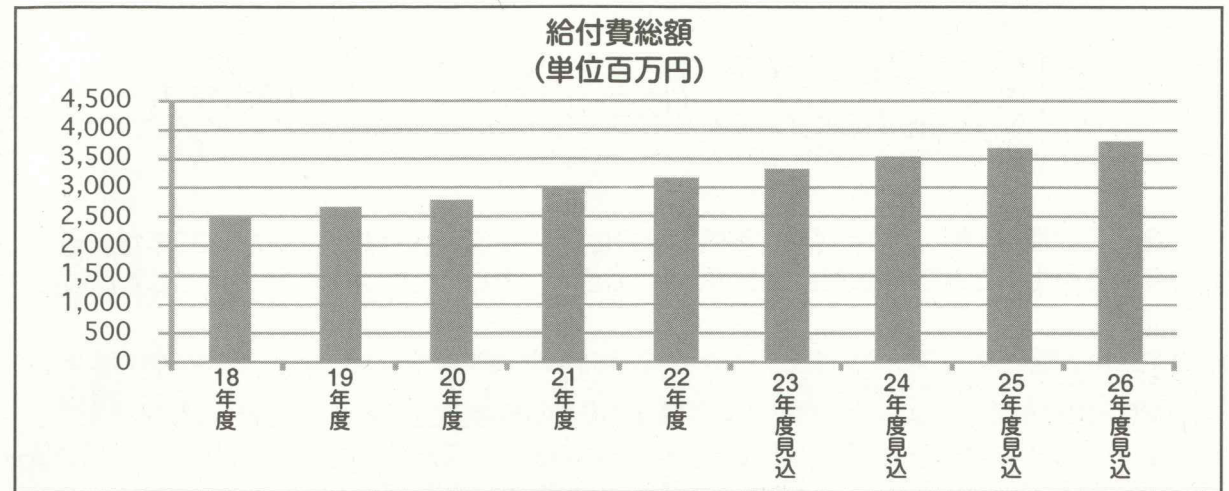
皆さまから納付頂いた介護保険料は、介護給付費に約97%、それを支える地域支援事業に約3%使われます。介護保険事業計画(平成24年度から平成26年度)の保険料上昇は制度改正(介護保険法の改正等)また介護給付費等が増加することが要因となっています。

<制度による要因>

- ① 65歳以上の方の保険料の負担率が1%上がります。
負担率 20% ⇒ 21%(保険料基準月額で約281円の上昇)
- ② 介護報酬改定0.7%増による伸びで保険料基準月額が36円上がります。

<サービス給付費の伸びによる要因>

今後3年間の計画で通所介護20名分、グループホーム18名分、訪問介護等の整備予定があります。在宅での生活を維持するため、安否確認も含めた訪問介護や他者との交流・日常生活上の支援・生活行為向上のための支援を行なう通所介護の利用の需要があると思われるため、訪問介護(ヘルパー派遣)等在宅サービスの伸びを見込みました。また、平成23年度にも特養を長期30名分、短期10名分の整備等を行っており、介護保険給付費は年々増加しております。



<後期高齢者の増加と要介護認定者の増加及びその他の要因>

木曾郡では総人口は少しずつ減少していますが、85歳以上の人口は年々増加しています。これにより全国平均を10年以上も早回る高齢化が進んでいる状況です。また介護保険サービスを利用するための65歳以上の方の要介護認定率は、平成22年度には16.2%でしたが、平成26年度には18.4%に増加する見込みとなっています。

3. 平成22年度高齢者実態調査(要介護・要支援認定者909人の回答結果)

Q1 現在何らかの介護を受けているか。

何らかの介護を受けている。 724人(79.6%)

Q2 現在利用中のサービスは何か。

通所介護(デイサービス) 69.3% 短期入所 26.0% 訪問介護 22.4%

Q3 介護施設等への入所希望の有無

希望しない(可能な限り) 61.7% 希望する 16.8%

Q4 介護保険サービスと保険料の関係

サービス水準の維持に必要なら値上げもやむを得ない 42.6%
わからない 31.9% 無回答 12.8%

Q5 今後必要な介護施策(複数回答)

短期入所サービスなど 37.8% 訪問介護等訪問系サービス 32.1%
通所介護等通所系在宅サービス 31.1% 福祉用具、住宅改修 23.7%
小規模で常時介護できる施設 23.5%

4. 今後の介護保険運営への対応

- 保険運営、介護従事者の養成等、各町村と連携しながら推進していきます。
- 訪問介護、通所介護、ショートステイ、訪問看護等の在宅介護の利用を進めます。
- 各町村地域包括支援センターが中心となり、認知症への対応施策に取り組みます。
- 各町村地域包括支援センターが中心となり、介護予防事業に取り組むことで要介護状態になる前の予防対策を充実していきます。

※ 郡内各地(約30会場)で今回の改定及び介護保険全般の説明会を開催します。

各町村の広報で日時、会場等お知らせしますので是非お出かけ下さい。

お問い合わせ先 健康福祉課介護保険係 電話0264-23-1050(木曾広域連合事務局内)

木曾クリーンセンターごみ処理施設新設について

現在、木曾町に設置、稼働している可燃ごみ処理施設は、平成2年4月の稼働開始から、22年が経過しています。施設は年々老朽化しており、補修費用も多額となってきたことから、木曾広域連合では新施設の建設を計画しています。

木曾広域連合木曾クリーンセンターごみ焼却施設整備検討委員会の設置

施設整備にあたっては、皆さんの声を反映して、より良い施設とするため、平成23年5月から「木曾クリーンセンターごみ焼却施設整備検討委員会」を設置して、具体的な建設の検討を行っています。

木曾クリーンセンター ごみ焼却施設整備検討委員会 (現在:14名)	住民代表:9名(各町村民1~2名) 学識者 :1名(大学教授) 長野県職:1名 議会代表:2名 副連合長:1名
---	--

これまでに検討、決定された内容

これまでに開かれた検討委員会では、①建設候補地 ②施設規模 ③処理方式 ④運転時間について検討し、その結果を正副連合長(木曾郡内町村長)会に提言しました。正副連合長会では、提言内容について確認し、次のように決定しました。

①建設候補地の選定

◎ 建設候補地は、検討委員会が示した条件からスクリーニング(網かけ)を行い、選定しました。

1) 検討委員による 選定条件の設定	造成・用水・排水・電気等の取得が容易な平坦地、学校・病院・住宅群等への影響、災害発生時の危険性、運搬効率(国道19号線から2.5kmの範囲)など
--------------------------	--



2) スクリーニング	自然環境保全、防災関係などで建設が規制されている区域を除外し、上記条件に従って候補地を機械的に抽出	候補地数 18箇所
---------------	---	---------------------



3) 更なる条件設定 による絞り込み	出来るだけ木曾の真ん中に建設する →木曾の中心・重心から10kmの範囲	候補地数 8箇所
--------------------------	--	--------------------



4) 詳細なデータに よる絞り込み	断層との関係、交通の状況、近隣の状況、遺跡の有無などの条件で絞り込み	候補地数 3箇所
-------------------------	------------------------------------	--------------------



5) 最終選定	コンサルタントによる客観的再評価、委員による候補地視察、具体的評価から最も懸案事項の少ない場所を選定	候補地数 1箇所
------------	--	--------------------

以上の検討により、

木曾町中沢地区(現木曾クリーンセンター敷地) を建設の最終候補地としました。

②施設規模(何t/日の施設を設置するか)

◎ 施設規模は、環境省の定める計算方式により算定しました。

[予測ごみ量から算出した一日の処理量]+[災害等が発生した場合の余剰]

※)災害発生時の余剰は、平成18年の諏訪の水害時のごみ発生量を参考としました。

施設規模は **24t/日** (現施設40t/日に比べ60%の大きさ)と決定しました。

③処理方式(機種の選定)

◎ 検討した処理方式

ストーカ式焼却炉	ストーカ式+灰溶融	シャフト式溶融炉	流動床式溶融炉
現施設の方式、外気を送り込んでごみを燃やす。 ・運転が容易 ・CO ₂ が最も少ない ・焼却灰の量が多い	ストーカ式に灰を更に溶かして減量化する灰溶融施設を追加した方式。 ・運転コストが最も高い	酸素や石炭などを使い、高温でごみをガスと灰に分離する。 ・CO ₂ の量が最も多い	燃料で熱した砂を敷き詰め、ごみをガスと灰に分解する。 ・運転が容易 ・ごみ質変動に弱い

◎ 検討における主な意見・選定条件

- 維持管理が容易であり、複雑でない施設が良い
- 環境負荷(CO₂発生量)の小さな施設とすべき
- 灰の資源利用は難しく、灰処理施設に大きな費用を使う必要はない など

処理方式は、**ストーカ式焼却炉** (現施設と同じ方式)と決定しました。

④運転時間(1日当たり何時間運転の焼却炉にするか)

◎ 検討した運転時間

24時間連続運転	16時間準連続運転	8時間運転
機械を止めず何日も処理を続ける。 ・建設費が最も安い ・ごみ量の増減に対応できない。 ・運転の人件費が最も高い	一日の16時間だけ処理を行う。 ・ある程度のごみ量増減に対応可	一日の8時間だけ処理を行う。 ・建設費が最も高い ・ごみ量増減に対応できる。 ・運転の人件費が最も安い。

運転時間は、将来のごみ減量化、災害等の緊急時への対応能力が高い **8時間運転** と決定しました。

⑤施設の熱利用について

◎ 新しく建設するごみ処理施設は熱の資源利用が義務付けられています。熱利用の方法については、新技術の動向等に注目し、視察を行うなど、検討を重ねていきます。

⑥今後の予定

◎ まず、建設地の調査・生活環境影響調査を行い、平成30年4月の稼働を目指しています。

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地形測量	生活環境影響調査			建設工事		稼働
地質調査		施設設計				

ごみ処理施設建設に、ご理解とご協力をお願いいたします。

木曾では循環型地域づくり、リサイクルの推進により、10年間(平成12年~22年)で可燃ごみ量が半分に減少しましたが、新しいごみ処理施設は必要となっています。施設の建設・運営については、十分に注意を払ってまいります。木曾のごみ処理と施設建設のため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

消防本部からのお知らせ

水槽付き消防ポンプ自動車を更新しました！



平成23年度の事業で水槽付消防ポンプ自動車が更新され、木曾消防署に配置されました。新型車両は、平成3年に配備した木曾消防署の水槽付消防ポンプ自動車の老朽化に伴い更新したもので、従来の水槽付消防ポンプ自動車にはない「圧縮空気泡消火装置」を装備しています。この装備により、水と薬剤及び圧縮した空気を混ぜることで少量の水で高い消火能力が得られ、特に水利条件の悪いトンネル内、国道沿い、山間地などの場所での効果的な消火活動が期待されます。

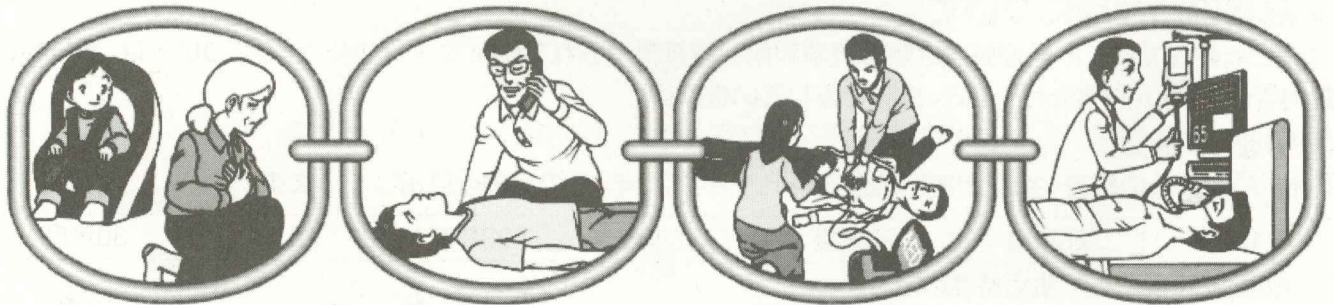
心肺蘇生法が変わりました！

現在、日本で広く行われている心肺蘇生法は、2005年度版の国際基準に基づく内容ですが、この国際基準は、5年に一度見直されており、2010年度版の国際基準変更に合わせて、わが国においても検討がなされ、一部が変わりました。

主な変更点は、次のとおりです。

- ① 心肺蘇生法は「胸骨圧迫」から開始します。
- ② 胸骨圧迫の強さは、「少なくとも5cm沈み込む程度」、テンポは「1分間あたり少なくとも100回」となりました。
- ③ AED(電気ショックの器械)の電極パッドを貼る時の注意点が簡素化されました。
- ④ 1歳未満の子ども(乳児)に対してもAEDを使用できることになりました。

詳しくは、消防署等で開催する救命講習会で習得して下さい。



心停止の予防

早期認識と通報

一次救命処置

二次救命処置と心拍再開後の集中治療

●本誌に関するお問い合わせは木曾広域連合まで
 〒399-6101 長野県木曾郡木曾町日義4898-37 TEL.0264-23-1050 FAX.0264-23-1052
 ホームページ <http://www.kisoji.com/kisokoiki/> E-mail soumu@kisoji.com
 ●木曾広域連合構成団体《木曾町 上松町 南木曾町 木祖村 王滝村 大桑村》